福島県中小企業等グループ補助金補助事業復興事業計画(令和4年福島県沖地震) 認定公募要領

福島県では、令和4年福島県沖地震により被災された県内中小企業者等の施設・設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進を支援するため、福島県中小企業等グループ補助金補助事業を実施いたします。

つきましては、補助金の交付を受けるために必要となる「復興事業計画」について、以下のとおり公募を行います。

なお、補助対象者は、令和4年福島県沖地震により被災した市町村内に事業所を有する事業者となります。 おって、当該補助事業は遡及適用が認められるため、交付決定日以前に着工した施設・設備の復旧・整備等 も補助対象となる場合があります。

1 事業の目的

令和4年福島県沖地震により被害を受けた地域において、県が認定した中小企業等グループの復興事業計画について、国及び県が支援することにより、「産業活力の復活」、「被災地域の復興」、「コミュニティの再生」、「雇用の維持」等を図り、県内産業の復旧及び復興を促進することを目的とします。

2 公募要件

(1) 申請ができる中小企業等グループ "構成"の要件

複数の中小企業者から構成される集団(以下「中小企業等グループ」という)であること。

- 注) 中小企業等グループにおいては、取引関係や共同物流又は連携した取組(人材育成事業等)等構成員間において関係性を有する若しくは今回の復興に際して実施することが必要です。
- 注)構成員には、1者以上の中小企業者を含むものとし、補助金の交付を受けない者を構成員とする ことができます。また、中小企業者以外の者が一部入ることは妨げません。ただし、中小企業者以外の 者(みなし大企業含む)に対する補助金交付は行いません。
 - 注) 暴力団又は暴力団員等に該当する方は構成員となれません。

(2) 申請ができる中小企業等グループ"機能"の要件

中小企業等グループが、下記①~⑤いずれかの機能を有していること。

① サプライチェーン型

ア及びイの両方を満たすこと。

- ア 当該中小企業等グループの復旧・復興がサプライチェーンにおいて重要な役割を果たしていること。
- イ 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、令和4年福島県沖地震により、次のいずれ もの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じている こと。
 - ・ 令和4年福島県沖地震により事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること又は 継続して使用することが困難となっていること。
 - ・ 令和4年福島県沖地震の後であって、直前1月の売上が震災前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

② 経済・雇用効果型

ア及びイの両方を満たすこと。

ア 事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高いこと。

- イ 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、令和4年福島県沖地震により、次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。
 - ・ 令和4年福島県沖地震により事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること又は 継続して使用することが困難となっていること。
 - ・ 令和4年福島県沖地震の後であって、直前1月の売上が震災前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

③ 地域生活・産業基盤型

ア及びイの両方を満たすこと。

- ア 一定の地域内において経済的・社会的に基幹となる産業群を担う集団であり、当該地域の 復興・雇用維持に不可欠であること。
- イ 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、令和4年福島県沖地震により、次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。
 - ・ 令和4年福島県沖地震により事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること又は 継続して使用することが困難となっていること。
 - ・ 令和4年福島県沖地震の後であって、直前1月の売上が震災前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

4 地域資源産業型

ア及びイの両方を満たすこと。

- ア 地域資源を活用し、グループ外の企業や他地域の産業、観光地形形成等への貢献度が高いこと。
- イ 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、令和4年福島県沖地震により、次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。
 - ・ 令和4年福島県沖地震により事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること又は 継続して使用することが困難となっていること。
 - ・ 令和4年福島県沖地震の後であって、直前1月の売上が震災前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

⑤ 商店街型

ア及びイの両方を満たすこと。

- ア 当該商店街等が次のいずれにも該当すると見込まれること。
 - ・ 地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能を有するものであること。
 - ・ 当該商店街等が属する商圏内における人口規模、商業量を勘案し、当該地域において中 心的な商業機能を果たす可能性が高いと認められること。
 - ・ 今後の当該市町村におけるまちづくり施策において、商業集積を維持・管理する可能性 が高いと認められること。
- イ 商店街等の構成員の全部又は一部の施設が甚大な被害を受け又は継続して使用することが 困難となり、事業の継続が困難になっていること。

3 補助事業の実施期間

原則として、令和5年3月31日までとします。

4 補助の対象となる経費

中小企業等グループ及びその各構成員の施設及び設備であって、令和4年福島県沖地震により損壊若しくは減失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な「県内の施設及び設備の復旧又は整備」、「宿舎整備のための事業」、「商業機能の復旧促進のための事業」に要する経費。

この経費には、復興事業計画の実施に不可欠な範囲で、施設及び設備を新たに整備するための経費を加えることができます。

また、従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な県内中小企業者等が、認定支援機関の支援を受けながら新分野需要開拓等を見据えた新たな取組(以下「新分野事業」という。)により震災前の売上を目指すことを促すため、従前の復旧に代えて、これらの実施に係る費用についても、補助対象とすることができます。

<新分野事業の例>

- ・新商品製造ラインへの転換
- 生產効率向上
- ・新商品・新サービス開発
- ・従業員確保のための宿舎整備 等

ただし、この新分野事業の実施については、次の条件があります。

- ① 震災前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とすること。
- ② 下記について、認定支援機関の確認を受けること。
 - ・従前の施設・設備等の原状復旧では事業再開や震災前の売上まで回復することが困難であること。
 - ・新分野事業の実施により更なる売上げ回復を目指していること。

交付対象経費	内 訳			
施設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、 原材料置場、その他第3条の目的の範囲内で復興事業計画の実施 に不可欠と認められる施設			
設備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グル ープ又その構成員の資産として計上するもの			
宿舎整備のための事業	宿舎及び備え付けの設備にかかる費用			
商業機能の復旧促 進のための事業	共同店舗の設置費、共同店舗及び街区の再配置に付随して 行うコミュニティスペース、駐車場、アーケード、街路灯 、防犯カメラ、路面舗装の整備費			

- ・上記の施設及び設備の復旧又は整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費には、施設・設備の原状回復のみならず、事業再開・継続、売上回復等に必要な新分野開拓等の実施に係る取組(以下、「新分野事業」という。)に要する経費も含む。また、宿舎整備のための事業については、新分野事業に資する場合に限る。なお、新分野事業に伴う復旧・整備等については、令和4年福島県沖地震による災害前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とする。
- ・上記別表の補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取り壊し・撤去費、整地・排土費を含む。
- ・災害保険・共済の対象である施設又は設備等については、その給付金又は保険金を補助対象経費に係る自己 負担分に充当し、残額が出た場合は、その2分の1を補助金額から控除する。

5 復興事業計画認定の審査の方法及び審査のポイント

計画認定は、申請者から提出された復興事業計画について、有識者を加えた県の復興事業計画審査会により評価し、県施策等との関係を考慮のうえ県が認定します。よって、前述の各種要件を満たした事業計画であっても、認定されない場合もありますので、あらかじめ御了承願います。

なお、要件を満たさない事業計画については、審査を行いません。 審査は、次の点を中心に行います。

【事業計画全体における審査のポイント】

(1) グループの特徴

県内における役割や重要性 等

(2) グループの各構成員

グループ内における県内中小企業の役割や参画割合 等

(3) 被害の状況

施設や設備の被害の程度 等

(4) 復興事業の内容

復興に向けた計画の発展可能性、地域全体への波及効果、地域経済の活性化に資するグループ活動の効果、必要な実施体制の構築状況等

(5) 施設・設備の復旧整備の内容

計画に該当する施設や設備復旧の必要性や緊急性 等

(6) 収支計画の内容

事業計画と収支計画の整合性 等

【グループ機能毎の審査のポイント】

(1) サプライチェーン型

サプライチェーンにおける重要度 等

(2) 経済・雇用貢献型

県内経済・雇用への貢献度 等

(3) 地域生活·産業基盤型

一定の地域内における復興・雇用維持への重要度 等

(4) 地域資源産業型

地域資源を活用したグループ外の企業や他地域の産業、観光地形形成等への貢献度等

(5) 商店街型

地域コミュニティ維持に不可欠な商業機能性 等

【新分野事業における審査のポイント】

- (1) 被災後の売上げ低迷の現状・原因 被災後の売上げの推移、低迷の原因 等
- (2) 新分野事業の実施による効果 新分野事業実施と売上げ回復の因果関係・見込 等
- (3) 認定支援機関の判断 判断内容、数値等のデータの根拠 等

6 補助率

交付対象経費	交付対象者	補助率	補助金額の上限
施設、設備、宿舎整備の	中小企業者及び小規模企業者	補助対象経費 の3/4以内	
ための事業、商業機能復 旧促進のための事業	中小企業者及び小規模企業者以外	補助対象経費 の1/2以内	15億円

・上記の交付対象者のうち、特定被災事業者の補助率については、5億円までは定額補助。(ただし、5億円を超える場合、5億円までは定額補助、補助対象経費から5億円を引いた分は、中小企業者及び小規模企業者以外は1/2以内。)

「特定被災事業者」とは、以下の全ての要件を満たす事業者を言う。

- 一 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- 二 東日本大震災により被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者であって、国等による東日本大 震災からの復旧・復興に向けて実施した支援を活用した事業者。
 - ア 地震・津波等により、施設・設備に直接被害を受けた事業者。
 - イ 直接被害を受けた事業者と取引関係がある又は風評被害等により業況が悪化した事業者。
 - ウ 福島県原子力被災12市町村において事業を再開、又は県内の他地域に避難して事業を再開した 事業者。
- 三 次のいずれかに該当する復興途上にある事業者
 - ア 令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震による被災の影響を受ける直前3か月間の売 上高が、東日本大震災による被災の影響を受ける直前3か月間の売上高と比較して、20%以上 減少している者
 - イ 令和3年福島県沖地震発生時又は令和4年福島県沖地震発生時において、厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている者

- 四 交付申請時又は令和3年福島県沖地震発生時において、東日本大震災からの復旧・復興に向けた事業活動に係る債務を抱えている事業者
- 五 令和4年福島県沖地震により、施設・設備が被災し、その復旧及び復興を行おうとする事業者。

7 スケジュール

グループ認定(復興事業計画認定)及び補助金交付申請については、別紙のとおり。

※ 当該補助事業は、遡及適用が認められるため、補助金交付申請と併せて実績報告書の提出を併せて行っていただいてかまいません。

ただし、グループ認定をもって補助金の交付を確約するものではありません。(実績確定には、個別に現 地調査等が必要となります。)

8 復興事業計画の提出

(1) 提出書類

各種チェックリスト参照。

(2) 提出期限

「7 スケジュール」のとおり

(3) 提出先 (郵送先)

〒 960-8041 福島市大町4-15 チェンバおおまちビル2階 福島県 商工労働部 経営金融課(電話 024-572-7029)

9 予算執行データのオープン化について

国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータ※1の取組を政府として推進すべく、補助金の交付決定等に関する情報(採択日、採択先(交付決定先)、交付決定日、法人番号、交付決定額等について、法人インフォメーション※2に原則掲載されることとなります。そのため、補助金の交付決定を行った場合には、当該交付決定等に関する情報が、法人インフォメーションにおいてオープンデータとして公表されることとなります。

なお、法人インフォメーションへの掲載に当たり、交付決定等に関する必要な情報の提供を求めることになるため、中小企業等グループ又はその構成員は、その指示に従わなければなりません。

- (※1) オープンデータとは、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、 地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な 編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開すること。
- (※2) 法人インフォメーションとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐付け、どなたでも一括検索、閲覧ができるシステムです。本システムにより、事業者や官公庁における新規ビジネスの拡大、情報収集コストの低減、業務効率化が期待されます。

掲載アドレス: http://hojin-info.go.jp

<参考>

1 中小企業者の定義

(1) 会社及び個人

業種		従業員規模 ・ 資本金規模		
製造業・その他の業種		300人 以下	又は	3億円以下
	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及び	900人 以下	又は	3億円以下
	チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)			
卸売業		100人 以下	又は	1億円以下
小売業		50人以下	又は	5,000万円以下
サービス業		100人 以下	又は	5,000万円以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人 以下	又は	3億円以下
	旅館業	200人 以下	又は	5,000万円以下

(2) 中小企業団体(事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合連合会)

2 中堅企業の定義

中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者

3 大企業の定義

中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円以上の事業者

4 みなし大企業の定義

- 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業(中堅企業)が所有している 事業者
- 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業(中堅企業)が所有している 事業者
- 大企業(中堅企業)の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める事業者
- 5 次のいずれかに該当する中小企業者は、「中堅企業」の補助率を適用する。
 - ① 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者。
 - ② 交付申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者。